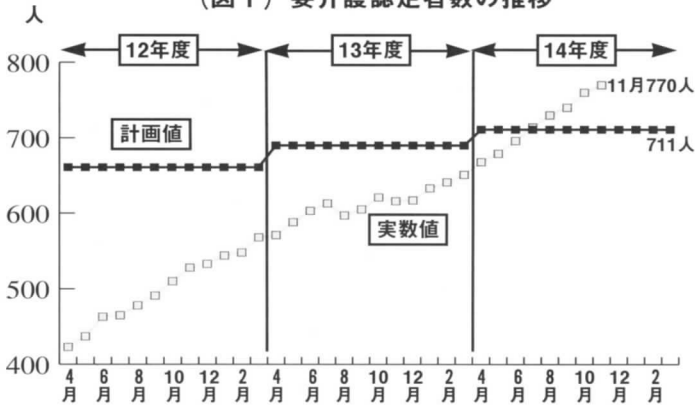
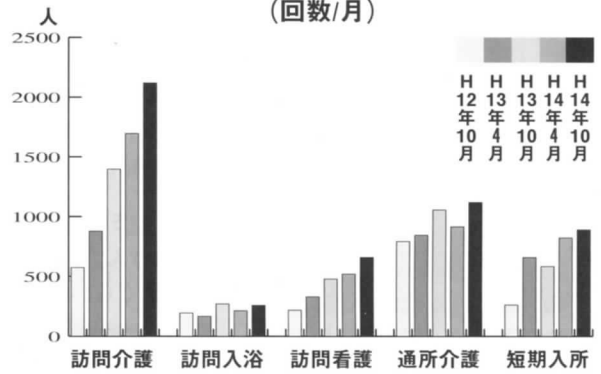


介護保険料の見直しを行っています

(図1) 要介護認定者数の推移



(図2) 主な介護保険サービス利用量の推移 (回数/月)



介護保険料の見直しが必要な理由

1 介護が必要な方が増えています

上の図1のとおり、要介護認定者数は平成14年7月末で714人となり、現行計画人数の711人を上回り、11月末現在では770人となっています。65歳以上人口に占める割合は11.2%ですが、全国平均値は13%を超えており、今後も増加が予想されています。

2 介護サービスがよく利用されるようになっていきます

上の図2のとおり、全般的に増加傾向にある中で、特に訪問介護や訪問看護の利用が伸びています。通所介護、短期入所についても、今年5月以降に新規施設が開設予定のため、大きく伸びるものと予想されます。

3 利用希望を100%満たすため介護サービスの整備が進んでいます

これまで整備が進んでいなかった施設サービスについても、今年の5月から東桂地区に特別養護老人ホーム「回生荘」60床がオープン予定であるほか、同施設が通所介護、短期入所、さらには痴呆性老人のためのグループホームも併設していることなど、在宅サービスの供給量のアップが見込まれています。

左記の理由から、介護保険料のアップは避けられない状況にあります。だからといって、青天井で伸びていってよいものでもありません。今回の65歳以上の方の介護保険料の改定にあたり、国が示した中間値の全国平均は月額3,241円ですが、本市の現段階における推計値はこれよりも若干低い月額3,000円程度(現行2,149円)を見込んでいます。

多くの人は、例えば介護が必要な状態になったとしても長年住み慣れた自分の家で一生過ごしたいと考え、在宅介護を望んでいます。その希望に限りなく近づくために、在宅サービスの充実を図り、施設入所の抑制を図ることが、介護費用の増大を抑える重要なポイントです。

また、要介護状態にならずに元気で長生きできるよう、生活習慣病や運動不足に注意し、仕事や生きがいを持ち続けられる地域社会にしていくことが求められています。

問合せ先 健康推進課 介護保険担当
☎(46)51113【内線121】

寝たきり老人等を介護しているご家庭へ

介護保険サービス利用料の医療費控除について

介護保険サービスのうち、次に掲げるサービスの利用料については、税金の医療費控除の対象となります。

- ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション
- ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション
- ⑤短期入所療養介護 ⑥施設サービス

また、他の介護保険サービスについても、上記サービスと併せて利用する場合には対象となる場合があります。

詳しくは、ケアマネージャーまたはいきいきプラザ都留内、健康推進課介護保険担当までお問い合わせください。

障害者控除に係る寝たきり等の認定申請について

税金の障害者控除を受けるためには、原則的には障害者手帳などを発行された方が対象となりますが、障害の程度や寝たきりの状況などが手帳所持者と同程度と市町村が認めた方についてはその対象になる場合があります。詳しくは、いきいきプラザ都留内、福祉事務所高齢者福祉担当までお問い合わせください。

2年目以降のおむつ代の

医療費控除の申告方法について

現在、おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、おむつ代の領収書に加え、寝たきり状態にあって、治療上おむつの使用が必要であることを証明する書類を医師に発行してもらい、確定申告の際に添付する必要があります。そのため、長期にわたって寝たきり状態にある場合、毎年のおむつ代に医師から証明書を発行してもらわなければならない、簡素化の要望が寄せられていました。

今回の改正により、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、医師が発行する証明書に代えて、市町村が発行する介護保険主治医意見書の内容を確認した書類の添付で可能となりました。

詳しくは、いきいきプラザ都留内、健康推進課介護保険担当までお問い合わせください。